

## 金融商品取引法に基づく苦情処理措置及び紛争解決措置について

当社は、お客様からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社は、社内諸規程に基づき苦情等の解決を図るほかに、当社が登録を受けている業務の種別ごとに、次のとおり、外部機関を通じて苦情及び紛争の解決を図ることとしています。

### 1. 投資運用業務及び投資助言・代理業務

当社が加入している一般社団法人資産運用業協会が行う苦情解決手続及びあっせんにより、投資運用業務及び投資助言・代理業務関連の苦情及び紛争の解決を図ることとしています。

### 2. 第二種金融商品取引業務

当社が加入している一般社団法人第二種金融商品取引業協会が行う苦情解決手続及びあっせんにより、第二種金融商品取引業務関連の苦情及び紛争の解決を図ることとしています。

一般社団法人資産運用業協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、苦情の解決及びあっせんについての業務を、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託しています。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん・相談センター

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電 話：0120-64-5005(フリーダイヤル)

(月～金／9:00-17:00 ※祝日等を除く)

以上